

外国にルーツを持つ子どもの就学支援に関する研究動向

Research Trends of Supporting Children of Foreign Roots to Have Learning Opportunities

遠座 未菜¹

Onza Mina

抄録：2022年に文部科学省から発表された調査結果から、日本に在住する義務教育段階の外国人の子どものうち9.9%は不就学の可能性があることが明らかになっている。そこで本研究は、外国にルーツを持つ子どもの就学支援に関する研究動向を整理し、実施されている就学支援の内容及び就学に関する重要事項をまとめた。その結果、就学支援の変化として、(1)就学支援対象の拡大、(2)就学支援対象の子ども理解の増進が明らかとなった。また、今後求められる研究及び教育実践の方向性として、(1)幼児期における日本語教育・指導の充実、(2)就学支援内容の更新、(3)教育を受ける権利の保障・獲得が示唆された。

キーワード：外国にルーツを持つ子ども、就学支援、就学保障

I. 問題と目的

2022年10月に文部科学省によって発表された、「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査結果について」(文部科学省, 2022b)によると、2021年調査の結果、日本語指導が必要な児童生徒(「日本語で日常会話に十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す)数は58,307人であり、前回調査の2018年の51,126人から14%増加している。国籍別では、日本国籍の児童生徒数が10,371人から3.1%増加し10,688人であるのに対し、外国籍の児童生徒数は40,755人から16.8%増加し、47,619人となった(図1)。この外国籍の児童生徒のうち、学校において「特別の配慮に基づく指導(当該児童生徒に対して「特別の教育課程」による日本語指導、並びに教科の補習等在籍学級や放課後を含む、学校で何らかの日本語指導等を行うこと)を受けている者の割合は、前回調査の32,418人(79.5%)より10,914人(11.5%)増加し、43,332人(91.0%)となっている。

また、在留外国人数は、2021年の2,760,636人から7.3%増加し、2022年6月末には2,961,969人となっている(出入国在留管理庁, 2022)(図2)。2020年から2021年は減少してはいるが、外国人全体の増加に伴い、外国人の子どもの人数も増加してことが予想できる。

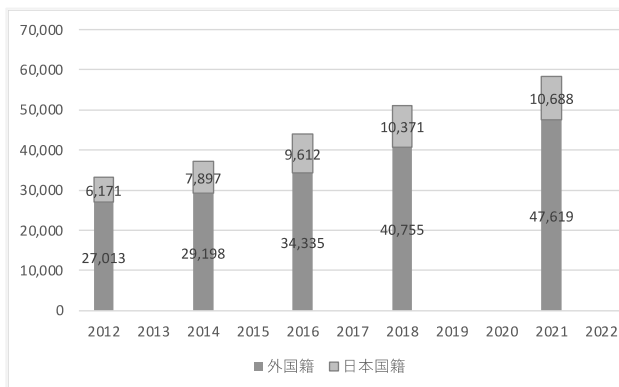


図1 日本語指導が必要な児童生徒数の推移

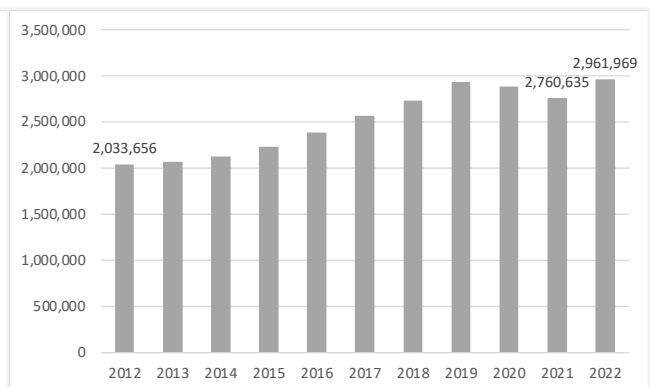


図2 在留外国人数の推移

また、2022年3月に発表された「外国人の子供の就学状況等調査結果について」(文部科学省, 2022a)では、あ

¹ 短期大学部幼児教育学科

くまで市町村教育委員会が把握している外国人の子どもの就学状況についての調査であり、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得るとされた上で、不就学の可能性があると考えられる外国人の子どもの数は単純に合計すると10,046人であると報告されている。同調査において、外国人の子どもの人数は、小学生相当93,474人、中学生相当39,836人であり、合計人数133,310人である。このうち、120,070人は就学していることが確認できているとされているが、裏返せば残りの13,240人、義務教育段階の外国人の子どものうち9.9%は不就学の可能性があるということとなる。さらに、高校生の中退率は、前回の9.6%から5.5%に改善してはいるが、全高校生徒等の1.0%と比較すると依然として高いという状況にあることがわかっている（文部科学省, 2022b）。この調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者のことであるため、外国にルーツを持つ子どものデータとは異なるが、それでも、不就学の可能性がある小中学生相当の子どもの多くいることがわかる。

全ての義務教育段階の子どもの教育にアクセスできるようにするためには、就学支援が非常に重要である。また、日本語指導が必要な児童生徒も非常に多いことから、学校教育での学習内容の理解に難しさを抱える児童生徒が多くいることも容易に想像がつく。高校生の中退率の高さからは、就学を続けるための支援も必要であることがわかる。

このような日本社会において、外国人を含む外国にルーツを持つ子どもの就学支援、就学継続支援は非常に重要である。そこで本稿は、外国にルーツを持つ子どもの就学支援に関する研究動向を整理し、実施されている就学支援の内容及び就学に関する重要事項をまとめた上で、支援の変化及び今後求められる研究及び教育実践の方向性を探ることを目的とする。

なお、本稿では国籍を外国籍に限定せず、外国にルーツを持つ子どもを対象とする。表記は先行研究に則ることとし、外国籍、外国人等と限定されていない場合には、外国にルーツを子どもとする。また、先行研究において子供と記載されているものについては原文に従って記載した。

II. 方法

1. 対象論文の選定

外国にルーツを持つ子どもの就学支援に言及している先行研究を対象とするために論文を選定した基準は、以下のとおりである。まず、国立情報学研究所NIIの学術情報ナビデータCiNii Researchを用い、キーワードとして「就学」「支援」「外国」を指定して検索を行ったところ、77件が該当した（最終検索日：2023年1月15日）。その後、本稿の目的に沿って、学会、大学が発行している学術論文を選定し、重複しているもの、学会発表の要旨、情報雑誌、調査研究および自治体の報告書は除外した。その後、日本に在住している外国にルーツを持つ子どもへの就学支援に関する論文を選定するために、日本籍・外国籍問わず日本国外に在住している子どもに関するもの、外国人留学生に関するもの、外国語学習に関するもの、就学前段階における就学以外の支援に関するものを除外した。その結果最終的に22本の論文を分析対象とした。

2. 対象論文の分類

対象とした論文を以下の通り分類した。(1) 就学支援の実践を検討する研究、(2) 就学に関連する実態調査をする研究、(3) 外国にルーツを持つ子どもに関する問題・課題の一つとしての就学が扱われている研究、(4) 外国にルーツを持つ子どもの就学に関わる制度及びその解釈の問題を指摘する研究、(5) その他、である。

III. 結果

1. 対象論文

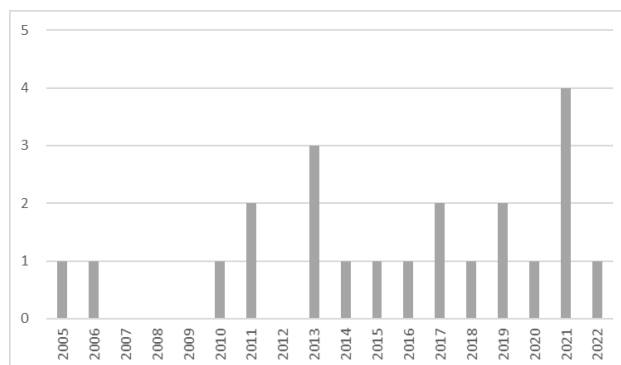


図3 年別発刊本数

対象となる論文は、2000年代は栃原・山根(2005)、熊崎(2006)の2本にとどまっているが、2012年は掲載がなかったものの、2011年以降は、毎年1本以上該当する論文が掲載されるようになってきている(図3)。

(1) 就学支援の実践を検討する研究

表1は、就学支援の実践を検討している研究3本について、その対象や特徴等をまとめたものである。①支援対象となる子ども、就学前年齢の「幼児」、義務教育段階の「児童生徒」であった。②支援対象となる子どもの特徴には、就学支援を受ける子どもの年齢以外の属性について記述した。③「就学支援の目的」として、就学をするための支援を「就学」、就学を続けるための支援を「就学継続」、次の教育段階へ進学するための支援を「進学」、不就学を防止するための支援を「不就学防止」、支援内容について記載がないものは「不明」として記述した。④「支援者」には実施者を記述した。⑤「就学支援の内容」では、その事業等で実施された支援内容を記述した。

これらの研究における就学支援の内容は、日本語に関する指導が中心となっていた。また、学齢期においては、学校外で支援が行われているが、幼児については通っている幼稚園内で支援が実施されていた。支援内容の振り返りと今後の展開に関して、今後のより良い就学支援のために、就学支援をする中で保護者の異文化での子育ての悩みに寄り添うこと(相磯・王, 2016)や、支援者同士が定期的に情報交換し、連携していくネットワーキングを形成すること(若林, 2013)などが挙げられている。なお、この3本以外にも就学支援の実践を扱っている論文はいくつかあるが、支援そのものの検討ではないため、この分類には含めていない。

表1 就学支援の実践を検討する研究の一覧

	①対象	②特徴	③目的	④支援者	⑤内容
佐藤・菅谷(2010)	児童生徒	日本語を母語としない子ども	就学継続 (夏休みの宿題サポート)	柏崎市日本語教室	日本語サポート
若林(2013)	児童生徒	定住外国人とその子ども 学校に通っていない子ども	就学 公教育への編入	虹の架け橋教室	日本語指導 学習指導 通訳
相磯・王(2016)	幼児	幼稚園に通う外国人幼児	就学	通訳 (大学4年生)	保育時間における 通訳

(2) 就学に関連する実態調査をする研究

就学に関連する実態調査として、後述の通り国の調査の対象となっておらず把握されていない就学実態を調査した研究がある。小島(2017)は、就学実態調査を合計3回実施した結果、外国人の子どもの就学形態は多様であること、外国人学校に通う子どもの比率は約3割を占めること、不就学(学齢期であるにも関わらず、途中退学も含み広く就学していない状況及び年間30日以上欠席している子ども)は限られた国籍の課題ではないことなどを明らかにしている。川村(2013)は、教育権という視点から、東京都の不登校の事例や、新宿区における日本語サポートの取り組み、難民の受け入れなどの実態調査を通して、誰もが基礎教育を受けられる社会の構築について議論している。

他には、就学に向けた幼児期の保護者への支援に関する研究(林, 2017)や、子育て支援相談の通訳に着目した研究(金田, 2018)、高校入学者選抜に着目した研究(小島, 2017)、特別支援教育が必要なブラジル人・ペルー人の実態に関する研究(白垣・梅下, 2021)等がある。就学支援を必要とする子どもや不就学となっている子どもの現状だけでなく、大学生を対象とし、学齢期当時を振り返る調査(竹内, 2022)もされるようになっている。

就学支援を受ける子どもが外国にルーツを持つということだけではなく、その子どもを取り巻く環境や子どもの背景等についても研究されており、就学支援を必要としている子どもの実態がより多面的に捉えられるようになってきていることがわかる。

(3) 外国にルーツを持つ子どもに関する問題・課題の一つとしての就学が扱われている研究

外国にルーツを持つ子どもに関する問題・課題は、これまでの研究において多岐に渡り指摘されており、①教育、②言語、③生活、④障害等がある。

①教育に関する問題・課題として、就学をすること、就学を継続すること、どちらも研究の対象とされている。就学者数の把握、就学・不就学、進学、不登校が取り上げられることが多く、外国にルーツを持つ子どもの数などの数値だけではわからない現状が明らかになっている。また、対象とされる子どもは幼児から大学生まで幅広い。

②言語に関しては、日本語習得だけではなく、母語の習得についても課題とされている。③生活に関連する課題と

して、日本の生活習慣だけでなくご近所トラブルなどについても挙げられている。④障害に関する問題・課題としては、特別支援学校・学級での外国にルーツを持つ子どもの在籍数の多さが指摘されている。障害がある子どもの支援とともに、障害かどうかの診断についても問題とされている。

(4)外国にルーツを持つ子どもの就学に関わる制度及びその解釈の問題を指摘する研究

小島(2021)は、外国籍の子どもは就学義務の対象外であるという国の解釈によって、自治体で外国籍の子どもの教育に携わる業務が、「職務」と位置付けられていない実態があること、教育委員会の事務組織に関する規定における「外国籍の子どもの教育」に関する分掌規定を、全体の92.3%が「明示していない」こと、地方公共団体の規則等における外国籍の子どもに係る就学案内や就学に関する手続等に係る規定の状況についても、全体の96.3%が「規定していない」ことがわかり、「ほとんどの自治体では外国籍の子どもの教育に関わる業務は『担当者任せ/したい』になっている、といっても過言ではない」としている。教育を受ける権利が保障されているとは言えない中で、外国にルーツを持つ子どもの就学支援・手続き等が自治体に委ねられる実態が明らかになっている。

熊崎・天野(2006)は、調査をもとに長野県の外国籍児童生徒の教育問題を示した上で、今後の課題として教育現場では、相互の異文化理解、教育方針についての意思確認、サポート体制の充実が求められること、県施策においては、高校入試の特別措置や、受け入れ高校の体制づくりの必要性などを挙げている。

また、朝鮮学校に焦点を当てている研究もある。金(2019)は、就学支援金差別問題は、差別問題でありながら、在日朝鮮人の主体的な民族教育への権利、自決権の問題でもあることを指摘している。選択の自由の確保という点については、小島(2017)も、所属する民族集団の教育を選ぶべきか、暮らす日本の公教育を選ぶべきか、その選択肢は十分に開かれていることが望ましいとしている。教育を受ける権利が守られることと同時に、教育を受ける学校を選択する際には選択の自由が保障されなければいけないことが指摘されている。

このように、外国にルーツを持つ子どもの中でも特に外国籍の子どもに関して、国の制度が不十分であること、それに加え様々な権利が保障されていない現状が指摘されている。

(5)その他

外国人児童就学支援事業の構築を明らかにしている研究(徳井, 2019)や、不就学調査を通して外国人児童生徒教育におけるアセスメントを提案している研究(二井・緩利, 2013)がある。小島(2014)は、高校入学者選抜の現状把握を試みている。就学支援を継続するための研究や、高等教育へのアクセスを保障していくための研究がなされていることがわかる。

2. 就学支援が必要となる背景と学習権

不就学に陥る背景として、外国人の親に子どもを就学させる義務がなく、外国にルーツを持つ子どもの教育を受ける権利が制度上保障されておらず(小島, 2021)、2015年に採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とは真逆の方向であること(小島, 2017)が指摘されている。就学支援の必要性として、多くの論文で述べられていることは、日本の学校に通っていない外国人は、学校基本調査の対象から除外されており、不就学の調査がなされていない、ということである。日本の普通教育の制度では、学校教育法の第一条で定められている日本の学校に在籍する児童生徒のみが就学対象者であり、外国人学校の中でも各種学校として都道府県から認可された外国人学校に在籍する児童生徒のみがその対象となっている。そのため、本国の認可校であっても、日本においては無認可校である外国人学校の児童生徒は調査対象から除外されている。これに伴い、不就学者の人数やその増減がそもそもわからず、『「見えない」子どもたち』(小島, 2017)であると言われる。しかし、制度上日本の学校として認められていなくても、「全ての人に教育の機会を保障すること」は国際社会全体の普遍的な目標であるため、この機会が奪われていることは学習権が保障されていないということであり、就学できるように支援することが喫緊の課題となっている。対象論文の多くは、日本の制度上、外国籍の子どもの教育を受ける権利が保障されていないこと、さらに不就学の実態が明らかではないことを指摘している。ただ基礎教育へのアクセスが保障されれば良いということではなく、子どもたちの権利が保障されているかという視点が非常に重要視されている。

また、日本の生活習慣や学校文化自体も、外国にルーツをもつ子どもの就学支援が必要となる背景であるとされている。竹内(2022)は、教員へのインタビュー及び、外国にルーツを持ち、日本の公教育への就学経験を持つ大学生へのインタビューから、教師の外国人児童生徒への対応姿勢として、「日本の文化に適合して欲しい」という思いがあることや、外国にルーツをもつ子どもには、校則の多さや宿題の多さなどの日本独特の学校文化に対する戸惑いがあったことを明らかにしている。

3. 就学支援対象の広がり と 支援目的及び内容の充実

「就学支援」を扱う中でも、その対象は、幼児と、学齢期の不就学者および学齢期が過ぎた不就学者とに分かれる。不就学者把握の流れから、外国にルーツを持つ子どもの就学支援事業の多くは、学齢期以降の子どもの対象とされていたが、就学前教育段階の幼児も対象とされるようになってきている。ただし、学童期の支援が十分となり前段階である幼児期に支援がシフトしてきたのではなく、さまざまな理由から幼児期における就学支援が求められるようになってきているからである。また、子どもだけではなく、保護者支援の必要性についても言及されるようになってきている。

(1) 学齢期以降の就学支援

外国人登録をしてある場合には、地域の教育委員会から学齢期の子どもを持つ親に就学案内が発送される。外国語版の就学案内や就学までの流れの資料の準備、就学时健康診断の複数回の案内等がある。保護者向けの支援だけではなく、「学校用受け入れ手引き」を教員向けに発行している自治体もある。

また、これまで置き去りにされてきた、義務教育未修了者のうち学齢を超過した外国人住民の学習権を保障する就学支援も実施されている（小島, 2011）。

(2) 幼児期の就学支援

相磯・王(2016)は、幼稚園において、通訳と担任が外国人幼児とその保護者に対してどのような支援をおこなったのかを明らかにしている。就学に関しては、日本の小学校へ進学するか帰国するかを迷う母親の姿から、必ずしも日本の小学校に無事に就学させることだけが就学支援ではなく、保護者の異文化での子育ての悩みに寄り添いながら一緒に就学支援を考えることが必要であるとされている。また、林(2017)は、保育所に通う外国にルーツを持つ子どもの保護者を対象にアンケートを実施し、外国人の保護者が持つ子育てへの不安や就学に向けた支援について明らかにした。就学に向けた支援に関して、日本語の教育を重視していない保育所が多く、外国人の子どもにはあまり無理に教え込もうとせず、子どもの自主性に任せていると考えられていることがわかり、この点に関して、保護者をはじめとする子どもに関わる全ての人が、母語も第二言語も不十分であるというダブルリミテッド・バイリンガルについて正しく理解することが必要であるとしている。

(3) 保護者支援の必要性

熊崎・天野(2006)の研究において、ブラジル人児童生徒の保護者が「学校生活で心配なことなど」の回答の1割ほどが、「いじめ・差別がある」という回答があった。この研究から10年以上経て林(2017)によって実施された外国にルーツのある子どもの保護者を対象に実施したアンケートにおいても、外国人の保護者が「いじめ」を不安に思っていることが明らかになっており、いじめや差別への保護者の不安が軽減していないことがわかる。また、家庭では保護者の母語と日本語を混在させて育てている場合が多く、子どもがダブルリミテッド・バイリンガルに陥る可能性が大きいことも指摘されており、幼児期からの保護者へのアプローチによって、学力の問題や保護者の不安軽減といったことが期待されるとしている。

竹内(2022)は、教師及び外国籍の大学生へのインタビューから、保護者対応の重要さと、保護者支援が十分になされていない実態を明らかにし、外国籍児童の教育をめぐる問題の最深部には、親と教師の意思疎通ができていないという問題がある可能性を指摘している。

(4) 障害に係る理解・支援の必要性

対象論文のうち、ここ3年間で取り上げられるようになってきたのが、外国にルーツを持つ子どもの障害に関することである。森(2020)は、外国につながる子どもたちの福祉的課題の一つとして、発達障害の子どもの課題について扱い、日本で出生し5歳になるが全く日本語が話せず日中自宅で過ごしている子どもについて例示している。2015年の毎日新聞によると、三重県、愛知県、群馬県、静岡県 の4県の特別支援学級の日本人児童の在籍率は1.48%であるのに対し、外国人児童は5.94%だったこと、2017年に滋賀県を追加して実施された結果は、日本人児童が2.26%、外国人児童は5.01%となっており、特別支援学級に在籍する外国人の子どもは、明らかに日本人の子どもより多いことがわかっている（岡崎, 2021）。この背景として、日本語が理解できないため知能指数検査の結果が低く、知的障害などと診断された可能性があると言われている。「障害」に起因するものなのかの判断の難しさは多くの研究から指摘されており、相磯(2021)の研究では、何が「障害」の見立てを難しくしているのか整理されている。

4. 日本語教育・指導の対象の広がり

対象とした論文の中でも、日本語指導や、日本語学習支援を扱う論文は多い。1991年以降文部科学省によって実施されている「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の対象が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する外国人児童生徒とされているのと同様に、研究で扱われてきた日本語

教育・指導の対象も学齢期以降の児童生徒であった。この点に関して林(2017)は、外国にルーツがある子どもへの支援の多くは、学齢期以降の子どもを対象としたものがほとんどであり、文部科学省発行の「外国人児童生徒受け入れの手引き」においても幼稚園に入園する子どもについては取り上げられていないことなどを指摘している。その上で、調査や手引きでは対象とされていないが、実際には就学全の外国人の子どもへの日本語指導が実施されているところがあることを報告している。外国人集住地区のプレスクールにて、就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導が実施されており、その指導の結果、ひらがなを読めるようになる、保護者の不安が軽減されるなど、子どもや保護者、学校関係者にとって多くの成果を生み出していることが報告されている。

また、荻田・新谷(2019)は、奈良県においては、日本語指導配置は小・中学校における制度であり、幼稚園・保育園において日本語指導が必要な未就園児がどの程度いるか実態が見えないとしている。県内でも、外国人集住地域においては、就学前日本語教育の先駆的な取り組みが多く見られる一方で、外国人散在地域では取り組みに差があり、その重要性が十分に認識されていないことも指摘している。

このように、日本語教育・指導対象として幼児期も扱われるようになってきていることから、幼児期への広がりが増えるが、幼児期の日本語教育に関する研究においても外国人集住地域・地区に限られていることから、対象としての年齢の広がりは見られるが、地域的な広がりとしては限定的であるといえる。

IV. 考察

1. 就学支援の変化

(1) 就学支援対象の拡大

外国にルーツを持つ子どもの就学支援は、現在も学齢期の児童生徒が中心とされているが、小学校入学段階の就学に向けた支援が幼児期から実施されるようになってきている。学齢期に来日した子どもの日本の学校への就学支援や、継続して日本の学校に在籍するための就学支援だけではなく、幼児期から日本で生活している外国にルーツを持つ子どもが日本の学校にアクセスする入り口である就学前段階も対象とされるようになり、幼児及びその保護者も含まれるようになったと考えられる。

(2) 就学支援対象の子ども理解の増進

子どもが外国にルーツを持つために、就学支援の一環として、日本語指導や就学の手続きにおける支援が必要であるということだけではなく、その子どもを取り巻く環境や背景等についても着目されるようになってきている。就学に関する実態調査で、これまで明らかにされてこなかった実態が明らかになってきただけではなく、就学支援を必要としている子どもの生活面や障害についても扱われるようになり、子ども一人ひとりに目が向けられ、より多面的に子どもの実態を捉えられるようになってきていると言えるだろう。

2. 今後求められる研究及び教育実践の方向性

(1) 幼児期における日本語教育・指導の充実

意思疎通を図る上でも、学習内容の理解のためにも、言語の役割は大きい。そのため、日本語指導が必要な児童生徒の調査の際に日常会話と学習言語が判断材料とされ、就学支援の実践を検討した論文においては、就学支援として日本語指導がなされている。幼児期は、学校教育段階ではなく、学習内容を理解することは求められないが、日常生活の中で多くのことを学び、発達の基礎となる重要な時期であり、就学に向かう時期でもある。既に外国人集住地域・地区で実施されている幼児やその保護者を対象とした支援の内容を、地域や規模、人を問わず今後実施していくことができるように、幼児を対象とした就学支援実践の更なる蓄積が必要であると考えられる。また、幼児だけでなくその保護者もその対象とされるようになってきていること、幼児期の就学支援は保育施設で実施されていることから、日本語を学習のためではなく日常的に使用するものとして習得できるように支援することが求められており、そうすることで、園と保護者との関係も築きやすくなり、日本の学校への就学に繋げていきやすくなると思われる。

(2) 就学支援内容の更新

外国にルーツを持つということは、広く他の子どもと共通することではあるが、日本に来た背景や、日本における困難などは、一人ひとり異なる。子どもの状況に応じた支援をしていくためにも、引き続き就学に関連する問題・課題に関する実態調査が必要である。また、大学生へのインタビューにおいて言及されていたように、これまでの就学支援を今後の就学支援に活かすために、支援を受けた者自身が経験や体験を振り返り、還元し、次の世代の就学支援へ活かしていくことも必要となっている。

さらに、外国籍の児童生徒が、日本国籍の児童生徒より高い割合で特別支援学校や特別支援学級に在籍しているという現状があることから、日本語指導を必要とする子どもなのか、障害などを理由に日本語の理解や日本での生

活に慣れることが難しい子どもなのかを判断できるようにするための研究や、特別な支援を必要とする子どもが就学、さらには就学継続していくための就学支援内容に関する研究も必要であると考えられる。

(3)教育を受ける権利の保障・獲得

対象とした論文において、時期に偏りなく、常に言われてきていることは、外国にルーツを持つ子どもの教育を受ける権利が保障されていないということである。そもそも不就学という状態に陥る可能性があるという状態が長い間続いてきてしまっている現状を変えていかなければならない。

本研究では、外国にルーツを持つ子どもの就学支援に関する研究動向から、就学支援の変化と、今後求められる研究及び教育実践の方向性について検討した。外国にルーツを持つ子どもは引き続き増加すると考えられる。今後も外国にルーツを持つ子どもの就学支援に関する研究を進め、その内容をより子ども一人ひとりの実態に即したものにしていくことが、就学支援の充実となるだけでなく、あらゆる子どもの教育を受ける権利の保障に繋がり、日本におけるインクルーシブ教育・保育の実現にも繋がっていくと考える。

参考・引用文献

- ・相磯友子・王燕珍, 幼稚園における外国人幼児への初期支援と就学支援 : U 幼稚園における実践研究 2, 植草学園短期大学紀要, 17 (0), pp. 101-110, 2016 年
- ・相磯友子, 外国人の子どもの「障害」に関する研究の概観 : 外国人の子どもの就学相談の基礎資料として, 植草学園短期大学紀要, 22, pp. 21-32, 2021 年
- ・岡崎渉, 外国人の子どもに対する教育の現状と課題—子どもの権利保障の観点から—, 兵庫教育大学研究紀要, 58, pp. 65-75, 2021 年
- ・金田拓, 外国人住民の子育て支援通訳における相談頻度調査 : コミュニティ通訳者養成教材のための研究, 帝京科学大学教育・教職研究, 3 (2), pp. 1-12, 2018 年
- ・川村千鶴子, あらゆる子どもの教育権 : NPO と夜間中学の取り組み, 環境創造, 17, pp. 1-23, 2013 年
- ・金理花, 地方行政による朝鮮学校就学支援金差別と「官製」ヘイト 埼玉朝鮮学校補助金不支給問題を中心に, 関係性の教育学, 18 (1), pp. 17-26, 2019 年
- ・熊崎さとみ・天野弥生, 長野県在住ブラジル人児童生徒の教育問題, 信州大学留学生センター紀要, 7, pp. 83-94, 2006 年
- ・小島祥美, 学齢を超過した義務教育未修了の外国人住民の学習権保障, ボランティア学研究, 11, pp. 21-33, 2011 年
- ・小島祥美, 外国人生徒のキャリア形成とボランティア : 高校進学をめざす外国人生徒が置かれた教育環境, ボランティア学研究, 14, pp. 3-11, 2014 年
- ・小島祥美, 不就学になる外国人児童生徒の抱える問題とその対策, 都市問題, 108 (9), pp. 22-27, 2017 年
- ・小島祥美, 外国籍の子どもの不就学ゼロに向けた教育支援の在り方 : 「誰ひとり取り残さない」ために自治体ができる教育施策の提案, 都市とガバナンス / 日本都市センター 編, 35, pp. 28-36, 2021 年
- ・佐藤尚子・菅谷奈津恵, 柏崎日本語教室の活動について, 新潟産業大学経済学部紀要, 38, pp. 95-104, 2010 年
- ・城垣潤・梅下弘樹, 愛知県三河地方における特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態に関する研究, 岡崎女子短期大学 子ども好適空間研究, 3, pp. 23-31, 2021 年
- ・出入国在留管理庁「令和 4 年 6 月末現在における在留外国人数について」2022 年
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html
- ・竹内愛, 外国にルーツを持つ子どもの教育課題—教員・児童生徒の視点から—, 共愛学園前橋国際大学論集, No. 22, pp. 1-17, 2022 年
- ・徳井厚子, 外国籍児童就学支援事業の構築・再構築過程, 異文化間教育, 49, pp. 27-43, 2019 年
- ・柘原玲子・山根耕作, 就学前の外国人児童への言語支援体制の必要性と今後の課題, 児童教育学研究, 24, pp. 106-115, 2005 年
- ・柘原玲子, 就学前段階から小学校低学年の「外国につながるを持つ子ども」への言語支援 : なぜ, 小学校入学後に学習についていくことが難しいのか, 甲南女子大学大学院論集, 9, pp. 1-10, 2011 年
- ・二井紀美子・緩利誠, 外国人児童生徒支援に資するアセスメントの枠組の提案 : 不就学児調査を通して, 生涯学習・キャリア教育研究, 9, pp. 1-12, 2013 年
- ・林恵, 外国にルーツがある子どもの就学に向けた子どもと保護者への支援:外国人保護者への調査から, 帝京短期大学紀要, 19, pp. 33-42, 2017 年

- ・舟橋宏代, 大学における外国人学生の学びを支援するために / 外国籍一般生の背景と日本語学習, 鈴鹿国際大学紀要, 21, pp.197-211, 2015年
- ・森恭子, 地域の日本語学習教室の実践例からみる福祉的課題, 生活科学研究, 42, pp.133-138, 2020年
- ・文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について」2022年a
https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kyokoku-000021407_02.pdf
- ・文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査結果について」2022年b
https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_02.pdf
- ・若林秀樹, 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」－取り組みを通して見えた「入りやすい公立学校」へのアプローチ, 宇都宮大学国際学部研究論集, 35, pp.163-169, 2013年